

公益社団法人水戸市シルバー介護保険事業指定訪問介護・第1号訪問事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 公益社団法人水戸市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が開設する介護保険事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び第1号訪問事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 訪問介護員等は、当該訪問介護計画又は介護予防ホームヘルプサービス計画に則り、かつ、シルバー人材センター福祉・家事援助サービス憲章（別紙）を遵守しながら、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びに地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 公益社団法人水戸市シルバー人材センター介護保険事業所

(2) 所在地 水戸市大塚町1863番169

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) サービス提供責任者 2人以上

サービス提供責任者は、次に掲げる業務を行う。

ア 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護の目標及び当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した訪問介護計画及び介護予防ホームヘルプサービス計画を作成すること。

イ 事業の利用の申込みに係る調整をすること。

ウ 利用者の状態の変化及びサービスに関する意向を定期的に把握すること。

エ 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

オ サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。

カ 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況に関する情報を伝達すること。

キ 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

- ク 訪問介護員等に対する研修，技術指導等を実施すること。
- ケ その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(3) 訪問介護員等 30人以上

訪問介護員等は，センターの会員とし，事業の提供等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし，12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時から午後6時までとする。

2 前項の規定にかかわらず，利用者の介護又は支援の状態に応じ理事長が必要と認めた場合は，営業日以外の日又は営業時間以外の時間においても，サービスを提供することができる。

(訪問介護及び第1号訪問事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし，事業を提供した場合の利用料の額は，厚生労働大臣が定める基準によるものとし，当該事業が法定代理受領サービスであるときは，利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

2 第9条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は，その実費を徴収する。なお，自動車を使用した場合の交通費は，次の額を徴収する。

事業の実施地域を越える地点からの距離	交通費の額
片道2キロメートル未満	100円
片道2キロメートル以上4キロメートル未満	200円
片道4キロメートル以上6キロメートル未満	300円
片道6キロメートル以上8キロメートル未満	400円

※ 表に定める距離を超える場合は，片道2キロメートルの範囲の距離を増すごとに100円を加算した額とする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は，事業を実施中に，利用者の病状に急変，その他緊急事態が生じたときは，速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに，管理者に報告しなければならない。

また，主治医への連絡が困難な場合は，緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業の提供により事故が発生した場合は，利用者の所在する市町村，利用者の家族，利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに，必要な措置を講じるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第7条の2 事業者は，利用者の人権を擁護し，虐待等の発生又はその再発を防止するため，次の措置を講ずるものとする。

- (1) 責任者の選定
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (3) 虐待等に対する相談窓口の設置
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は，サービス提供中に，従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)

による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(苦情処理等)

第8条 事業所は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置等必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業所は、提供した指定訪問介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、市町村長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村長に報告するものとする。

5 事業所は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

6 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、水戸市の区域とする。

(個人情報の保護)

第10条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて、利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第11条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 初任者研修 就業開始前

(2) 継続研修 年6回以上

2 従業者は、健康と福祉の増進のため、定期健康診断を受けるものとし、その結果の写しをセンターに提出するものとする。

3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密や不利益になることは、他にもらしてはならない。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との就業規約の内容とす

る。

5 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する記録等を整備し、そのサービスが完結した日から5年間保存するものとする。

6 この規程に定めるもののほか、運営に必要な事項は、理事長が定めるものとする。

付 則

1 社団法人水戸市シルバー人材センター介護保険事業所指定訪問介護運営規程及び社団法人水戸市シルバー人材センター介護保険事業所指定介護予防訪問介護運営規程は廃止する。

2 この規程は、平成24年4月19日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年9月30日から施行し、平成27年8月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成29年3月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成30年5月30日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成31年3月11日から施行する。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

付 則

この規程は、令和5年1月1日から施行する。ただし、第7条の次に1条を加える改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

シルバー人材センター福祉・家事援助サービス憲章

—さしのべよう福祉の手と心—

シルバー人材センターは、公益団体として、高齢者が自主的に集い、福祉の受け手にとどまらず社会の担い手となることをめざして、長い人生経験と仕事の能力を活かし、地域社会に貢献する事業を行っています。

とくに、福祉・家事援助サービス事業は、健康で福祉に理解と熱意をもつ高齢者が、介護や家事援助を必要とする人々に日常生活上のサービスを提供し、安心して暮らし続けることができる地域社会の実現に寄与しております。

わたくしたちは、このような事業の公益性を自覚し、かつ、利用者との相互信頼があってこそ利用者に喜ばれるとともに会員の働き甲斐をたかめるものとなるという認識にたって、ここに福祉・家事援助サービス憲章を定め、最善のサービス提供に努めます。

(利用者の尊重)

- 1 わたくしたちは、依頼された仕事の遂行にあたっては、利用者ひとりひとりの生き方や気持ちを大切にします。

(きめ細かいサービスの提供)

- 2 わたくしたちは、高齢者の豊かな経験と能力を活かし、きめ細かいサービスを提供します。とくに、同世代の利用者とは、生き方や気持ちを共有・共感できる世代としてその生活を支えます。

(プライバシーの保護)

- 3 わたくしたちは、就業上知り得た個人や家庭の情報を他に漏らしません。

(資質の向上)

- 4 わたくしたちは、常に知識の習得と技術の向上に励み、豊かな感性と的確な判断力を培うとともに、後継者の育成を図ります。

(地域福祉の推進)

- 5 わたくしたちは、地域の社会福祉団体、医療・保健機関等と連携を図り、地域福祉の向上に努めます。

平成11年6月24日、社団法人全国シルバー人材センター事業協会平成11年度定期総会にて決議。